

中原処理区真空弁分解修理

仕 様 書

令和8年度

岡山市下水道河川局 下水道施設部 下水道管路保全課

第 1 章 一般事項

第 1 節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下監督員という。）と協議のうえ受注者の責任において実施し、誠実に施工すること。

1. 1. 2 (疑義)

現場説明書、本仕様書、図面（以下「図面等」という。）に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (法令・条令等の適用)

本業務施工に関係する法令、条令等はこれを遵守しなければならない。

1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務施工に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 6 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が施工すること。また監督員が要求した場合、資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

1. 1. 7 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべて A 4 判にて編集すること。また提出する書類の種類は別紙のとおりとする。

第 2 節 現場管理

1. 2. 1 (施工管理)

現場責任者は修繕施工の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本業務施工に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法案に違反することのないよう特に、留意して施工すること。また、修繕施工については、真空式下水道システムの運転管理等に支障を与えることのないよう監督員と事前に打ち合わせ等を行い施工すること。

1. 2. 3 (臨機の処置)

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (材料検査等)

本修繕に使用する機器及び材料は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な機器及び材料については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

また、受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

1. 2. 5 (養生その他)

既存部分、施工済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、修繕期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 6 (あと片付け)

修理完成に際しては、当該修理に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

1. 2. 7 (検査)

本業務施工は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承認を得た後に、次の工程に移行すること。

また、完了後、受注者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概要

2. 1. 1 (修繕概要)

本修繕は、中原処理区の真空弁ユニット内の真空弁を分解修理することにより、真空式下水道システムの運転管理の円滑化を図るものである。

2. 1. 2 (修繕場所)

岡山市北区中原地内

2. 1. 3 (修繕範囲)

本修繕の範囲は次のとおりとする。

(1) 真空弁修理 (口径 50 mm) 21箇所

(2) 真空弁修理 (口径 75 mm) 1箇所

対象箇所は位置図のとおり。なお施工までに不具合等で緊急で真空弁の取替を実施した場合は、監督員より対象真空弁を別途指示するものとする。

(ユニットタイプ：1-1)

FRP製真空弁ユニットΦ50 I型 : 口径 50 mm

(ユニットタイプ：1-2)

FRP製真空弁ユニットΦ75 II型 : 口径 75 mm

(ユニットタイプ：1-3)

コンクリート製 真空弁ユニットΦ75 III型 : 口径 75 mm

(ユニットタイプ：2弁式)

コンクリート製 2弁式枥 : 口径 75 mm

2. 1. 4 (修繕内容)

対象箇所の真空弁を取外して、取替部品の交換・分解修理を行うと共に、清水テスト等試験調整まで実施するものとする。

(施工当初は、予備の真空弁を用意し、その弁を一時的に仮取付・使用することで、施工箇所の排水に支障を来たさないようにすると共に、修繕効率の向上を図るものとする。用意した予備の真空弁は仮取付箇所の真空弁修繕完了後、取外すものとする。)

(1) 取替部品 (積水化学工業株式会社製)

1. 真空弁 (口径 50 mm)

1) 軸受けセット	1 個/箇所
2) 弁座ゴム (50 mm用)	1 個/箇所
3) ローリングダイヤフラム (50 mm用)	1 個/箇所
4) カップリング継手ゴム (50 mm用)	1 組/箇所
5) チャッキ弁	1 個/箇所
6) シリコンホース	3 m/箇所
7) ブリーザー継手	1 個/箇所
8) センサー固定バンド	1 個/箇所
9) 雑材他消耗品 (各種Oリング他)	1 式
10) スピードコントローラー	1 個/箇所

2. 真空弁 (口径 75 mm)

1) インナーハウジング (75 mm用) (軸受け, Uパッキン共)	1 個/箇所
2) 弁座ゴム (75 mm用)	1 個/箇所
3) ローリングダイヤフラム (75 mm用)	1 個/箇所
4) カップリング継手ゴム (75 mm用)	1 組/箇所
5) チャッキ弁	1 個/箇所
6) シリコンホース	5 m/箇所
7) ブリーザー継手	1 個/箇所
8) センサー固定バンド	1 個/箇所
9) 雑材他消耗品 (各種Oリング他)	1 式

2. 1. 5 (修繕期間)

契約の日より 令和 9年 3月31日 (水) まで

現地施工日は2ヶ月前までに監督員へ施工日を連絡すること。

2. 1. 6 (契約不適合期間)

本修繕交換部品の不良による故障についての契約不適合期間を完了後1年とする。

2. 1. 7 (注意事項)

本修繕施工にあたり、下記事項を遵守すること。

- (1) 仕様書(図面を含む)等は、参考とし十分に現地調査を行い、監督員と協議し施工すること。
- (2) 本修繕施工中に機器に異常が発見された場合、軽微な異常は調整、修理を行い、重大な異常は、監督員に直に報告し、協議を行うこと。
- (3) 受注者は、業務施工にあたり、地元住民と協議を必要とする要望、交渉があった場合は、遅滞なく監督員に報告すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、地元住民等に迷惑をかけること。
- (5) 受注者は、施工にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第3者に損害を与えた場合には、その復旧及び賠償の全責任を負うものである。
- (6) 受注者は、現場環境に対応して、施工者の安全確保のためのバリエード、標識の設置、及び交通整理員等による交通誘導を行うこと。また、道路法により道路使用許可等の必要な場所については、申請等の手続きを行うこと。
- (7) 受注者は、現場内を整理整頓し、現場管理には細心の注意をはらうこと。
- (8) 受注者は、有毒ガス、酸素欠乏等に十分な注意をし、そのための事前調査・及び対策を講じ作業員の安全・事故防止を図ること。
- (9) 修理終了後、マンホール蓋等は段差等にならないよう確実にはめこむこと。
- (10) 道路等、付近を汚染させた場合は、その都度清掃すること。
- (11) 本工事は、アスベストの事前調査が必要な工事である。

元請負業者は、事前調査及び撤去工事を以下の通り実施すること。

- ・事前調査及び撤去については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により実施すること。
- ・事前調査にあたっては、有資格者による調査を実施すること。
- ・令和2年11月30日付け環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」にて示されている「建築物」及び「工作物」(報告の対象外工作物あり)の事前調査結果については、石綿含有建材の有無に関わらず、発注者へ書面で報告及び都道府県知事等へgBizID(法人・個人事業主向け認証システム)にて報告を行うこと。
- ・工事着手前までに事前調査結果の掲示(様式A 3以上看板を設置)すること。
- ・除去等作業の結果は、発注者へ書面で報告しなければならない。

提出書類

(1) 現場責任者及び主任技術者届

1 部

受注者は現場責任者及び主任技術者を定め書面により提出しなければならない。
ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。なお、現場責任者と主任技術者は兼ねることができる。

(2) 修繕工程表

1 部

作業工程を変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 修繕着手届

1 部

(4) 修繕写真帳

1 部

修繕に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。

(5) 修繕報告書

2 部

様式は、事前に監督員と打合せを行い、各箇所ごとにその結果を記入して報告すること。なお、早急に修理を要する事項等があれば、合せて記入すること。

(6) 修繕完了届

1 部

(7) その他、本市監督員の指示するもの

必要数